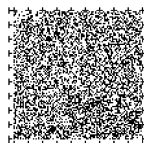


家屋をお持ちの皆さまへ

# 知ってほしい空き家のこと



平成30年の統計によれば、久留米市内の空き家数は、20,910戸（共同住宅含む）で、過去最高となっています。現在は空き家を所有していなくても、相続により空き家を取得し、所有者になる可能性があります。空き家を放置すると、どんなリスクがあるのか、その予防、管理方法について知っておきましょう！

## 放置 空き家を放置すると、様々なリスクが発生

建物は使わないで放置していると、急速に劣化！ リスクも増加！

リスク

- 1 防災性の低下！
- 2 生活環境への悪影響！
- 3 防犯性の低下！ 犯罪の誘発！

そのまま放置しておくと  
損害賠償問題に…



屋根の崩壊



外壁や窓が開放

(写真) 出典：国土交通省ホームページ

【外壁材落下による11歳の男児の死亡事故の場合】

	損害区分	損害額
人身損害	死亡逸失利益	3,400万円
	慰謝料	2,100万円
	葬儀費用	130万円
	合計	5,630万円

出典：公益財団法人日本住宅総合センター  
「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算に係る調査」

空き家の管理不全が原因で、  
通行人や隣接建物などに  
人的・物的被害を  
及ぼした場合、  
所有者の責任です。



## 予防 空き家の放置に備える

空き家の放置を予防するために、建物を誰にどう引き継ぐか決めておきましょう！

Step1 まずは現在の登記をチェック！

Step2 家を誰が引き継ぐか決める！

法務局

登記を確認

- 所有者死亡
- 所有者存命
- 登記がない

家族・親族間

相続登記

相続の話し合い ※遺言書作成も検討

表題登記・権利部登記

困った時は

専門家に相談しましょう！

解決が難しいものや、専門性の高いものは、司法書士、土地家屋調査士など、専門家に相談しましょう！

## 管理 空き家は所有者が責任を持って、適切に管理

建物の劣化を防ぐため、月1回程度定期的に行いましょう！

管理のポイント

通風・換気

通水

郵便物の整理

室内の状態点検、修理

室内の清掃

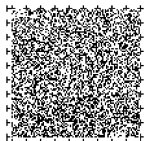


自分で管理するのは難しい…  
管理代行サービスの活用！

空き家の管理代行サービスは、本人に代わり定期的に建物の状態などを確認するものです。通風・換気や通水等、除草や庭木の剪定、消毒等も依頼できます。

※空き家の管理代行サービスは、公益社団法人久留米市シルバー人材センターなどで行っています。

# 空き家の悩みや困り事は、 久留米市へ



## 相談

相談内容に応じて、担当部署が相談を受け付けます！

【空き家の管理・除却に関すること】

**建築指導課** 本庁舎13階

TEL ☎ (0942) 30-9241 FAX ☎ (0942) 30-9743

MAIL ✉ kensi@city.kurume.fukuoka.jp

管理

解体

耐震

【空き家の活用に関すること】

**住宅政策課** 本庁舎13階

TEL ☎ (0942) 30-9139 FAX ☎ (0942) 30-9743

MAIL ✉ housing@city.kurume.fukuoka.jp

売却

賃貸

リフォーム

空き家バンク

## 支援制度

お悩み解決のお手伝いをしています！ぜひご利用ください！

### 空き家バンク

売却や賃貸借を希望する空き家（戸建て）の情報を市に登録いただき、市のホームページ等で利用希望者に紹介する制度です。

### リフォーム

1年以上住んでいない戸建て空き家を、自らが居住する目的でリフォームする場合、工事費用の一部を助成します。

### 耐震改修

耐震診断の結果、倒壊の可能性がある木造住宅（2階建て以下）の耐震改修工事費用の一部を助成します。

### 家屋の除却

木造又は軽量鉄骨造で、危険度が一定の基準を満たす建物の除却費用の一部を助成します。

## 空き家相談会

**申込** 令和3年5月17日（月）8:30～

電話・FAX・メールのいずれかで事前に予約をしてください。（先着順）

**会場** 未定（久留米市内）

宅地建物取引士や司法書士、税理士等の専門家が、空き家に関する様々な相談にアドバイスをを行います。

問い合わせ先

TEL ☎ (0942) 30-9139

都市建設部

FAX ☎ (0942) 30-9743

住宅政策課

MAIL ✉ housing@city.kurume.fukuoka.jp



久留米市ホームページ「空き家の利活用」に関する情報



久留米市  
イメージキャラクター  
くるとば